

次のとおり 略

広島市告示（東区）第 7 号

平成 21 年 1 月 29 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条第 1 項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示（東区）第 8 号

平成 21 年 1 月 29 日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、平成 21 年 1 月 29 日から同年 2 月 12 日まで、広島市東区建設部管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

新 別 旧	区分	路線名等	所在（起点及び終点）
新	水路	K 3 - B - 202-7- 9 号水路	広島市東区戸坂新町二丁目 308 番 325 地先から 308 番 325 地先まで
旧	里道	東 2 区 240 号里道	広島市東区戸坂新町二丁目 308 番 325 地先から 308 番 325 地先まで

広島市告示（東区）第 9 号

平成 21 年 1 月 30 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定をしましたので、同条第 6 項に基づき告示します。

この関係図書は、東区役所建設部建築課において縦覧します。

広島市長 秋 葉 忠 利

記

- 対象区域の名称 戸坂東浄第十四・十五アパート
- 対象区域の位置 広島市東区戸坂新町二丁目 308 -
324, 325, 327
- 認定番号 第 1 号
- 認定年月日 平成 21 年 1 月 30 日
- 対象区域及びその区域内の建築物等の概要
別紙による。

別紙 略

広島市告示（東区）第 10 号

平成 21 年 1 月 30 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条第 1 項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示（南区）第 1 号

平成 21 年 1 月 13 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示（南区）第 2 号

平成 21 年 1 月 13 日

広島駅南第五自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、1 月 9 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

下記 略

広島市告示（南区）第 3 号

平成 21 年 1 月 13 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示（南区）第 4 号

平成 21 年 1 月 14 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示（南区）第 5 号

平成 21 年 1 月 14 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市

条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示(南区)第6号

平成21年1月15日

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第2項及び第4項の規定により広告物等を除却し、保管したので、広島市屋外広告物条例(昭和54年広島市条例第65号)第17条の2の規定により次のとおり公示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示(南区)第7号

平成21年1月19日

下記のとおり、住居表示実施区域内における街区の区域の設定及び変更を行います。

広島市長 秋 葉 忠 利

記

1 設定・変更を行う区域

南区東駅町、西蟹屋三丁目及び南蟹屋二丁目の街区の一部

2 設定・変更の内容

別図のとおり。

3 設定・変更年月日

平成21年1月20日

別図 略

広島市告示(南区)第8号

平成21年1月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示(南区)第9号

平成21年1月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示(南区)第10号

平成21年1月21日

広島駅南第三A自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下

記の自転車等については、1月19日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

下記 略

広島市告示(南区)第11号

平成21年1月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示(南区)第12号

平成21年1月26日

青崎一丁目及び天神川駅南駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、1月25日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

下記 略

広島市告示(南区)第13号

平成21年1月29日

次のとおり法定外公共物を指定します。

その関係図面は、平成21年1月29日から同年2月12日まで、広島市南区役所建設部管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

区分	路線名等	所 在 (起点及び終点)
里道	南4区410号 里 道	仁保四丁目828-1番地地先から 834番地地先まで

広島市告示(南区)第14号

平成21年1月30日

下記のとおり、住居表示実施区域内における街区の区域の設定及び変更を行います。

広島市長 秋 葉 忠 利

記

1 設定・変更を行う区域

南区の段原日出町、段原日出一丁目及び段原日出二丁目の街区の各一部

2 設定・変更の内容

別図のとおり。

3 設定・変更年月日

平成 21 年 2 月 1 日

別図 略

広島市告示（南区）第 15 号

平成 21 年 1 月 30 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示（南区）第 16 号

平成 21 年 1 月 30 日

広島駅南第三 B 自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、1 月 28 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

下記 略

広島市告示（西区）第 1 号

平成 21 年 1 月 13 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項又は第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示（西区）第 2 号

平成 21 年 1 月 13 日

別紙駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車等については、1 月 11 日に西部保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

別紙 略

広島市告示（西区）第 3 号

平成 21 年 1 月 16 日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法

律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成 21 年 1 月 16 日から同月 30 日まで広島市西区役所建設部管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

道路の種類	路線名	変更区間	旧別新	敷地の幅員	敷地の延長
市道	西 4 区 3 6 9 号 線	西区草津南四丁目 2007 番地 24 地先から	旧	メートル 3.60 〃 8.00	メートル 63.60
		西区草津南四丁目 2007 番地 42 地先まで	新	メートル 3.60 〃 8.60	メートル 63.60

広島市告示（西区）第 4 号

平成 21 年 1 月 16 日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成 21 年 1 月 16 日から同月 30 日まで広島市西区役所建設部管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	西 4 区 3 6 9 号 線	西区草津南四丁目 2007 番地 24 地先から 西区草津南四丁目 2007 番地 42 地先まで	平成 21 年 1 月 16 日

広島市告示（西区）第 5 号

平成 21 年 1 月 20 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項又は第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示（西区）第 6 号

平成 21 年 1 月 20 日

別紙駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車等については、1 月 16 日に西部保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

別紙 略

~~~~~  
広島市告示(西区)第7号

平成21年1月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

~~~~~  
広島市告示(西区)第8号

平成21年1月20日

別紙駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車等については、1月18日に西部保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋葉忠利

別紙 略

~~~~~  
広島市告示(西区)第9号

平成21年1月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

~~~~~  
広島市告示(西区)第10号

平成21年1月22日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条第2項の規定に基づき、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和を認定しました。

この関係図書は、広島市西区建設部建築課において、一般の縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

記

1 申請区域

広島市西区田方三丁目1580, 1581, 1583

田方二丁目954-2 外7筆

2 認定番号

第H20認定通知広島市建00004号

3 認定年月日

平成21年1月22日

~~~~~  
広島市告示(西区)第11号

平成21年1月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

~~~~~  
広島市告示(西区)第12号

平成21年1月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

~~~~~  
広島市告示(安佐南区)第1号

平成21年1月5日

広島市駐輪場内に長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成20年12月26日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については処分します。

広島市長 秋葉忠利

別紙 略

~~~~~  
広島市告示(安佐南区)第2号

平成21年1月19日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 秋葉忠利

1 指定番号 第17号

2 指定年月日 平成21年1月19日

3 道路の位置 広島市安佐南区長東西一丁目1987番23の一部, 1987番23地先里道

4 幅員及び延長 幅員 4.35m

延長 7.65m

~~~~~  
広島市告示(安佐南区)第3号

平成21年1月21日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、平成21年1月21日から平成21年2月4日まで、広島市安佐南区役所農林建設部管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

| 区分 | 新旧別 | 路線名等                         | 所在(起点及び終点)                                            |
|----|-----|------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 里道 | 旧   | 安佐南4区E4-<br>と-1-101-1<br>号里道 | 安佐南区沼田町大字大塚字<br>城854番地先から<br>同 沼田町大字大塚字<br>城872番2地先まで |
|    | 新   | 安佐南4区E4-<br>と-1-101-1<br>号里道 | 安佐南区沼田町大字大塚字<br>城854番地先から<br>同 沼田町大字大塚字<br>城872番2地先まで |

## 広島市告示(安佐南区)第4号

平成21年1月26日

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第2項及び第4項の規定により広告物等を除去し、保管したので、広島市屋外広告物条例(昭和54年広島市条例第65号)第17条の2の規定により次のとおり公示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

## 広島市告示(安佐北区)第1号

平成21年1月7日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の4第4項の規定に基づき、安佐北区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 委任を受けた区分任出納員  
安佐北区役所市民部市民課  
嘱託員 増田 正敏
- 2 委任させた事務  
広島市証明等手数料条例第2条第9号、第13号及び第16号に規定する手数料の収納
- 3 委任年月日  
平成20年7月14日
- 4 委任期間  
平成20年7月14日から平成21年3月31日まで

## 広島市告示(安佐北区)第2号

平成21年1月7日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の4第4項の規定に基づき、安佐北区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

## 1 委任を受けた区分任出納員

安佐北区役所市民部市民課

嘱託員 牛来 照

## 2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例第2条第9号、第13号及び第16号に規定する手数料の収納

## 3 委任年月日

平成20年11月4日

## 4 委任期間

平成20年11月4日から平成21年3月31日まで

## 広島市告示(安佐北区)第3号

平成21年1月7日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の4第4項の規定に基づき、安佐北区役所市民部市民課区出納員の事務の一部委任を次のとおり解除させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

## 1 解除を受けた区分任出納員

安佐北区役所市民部市民課

嘱託員 竹原 勝

## 2 解除させた事務

広島市証明等手数料条例第2条第9号、第13号及び第16号に規定する手数料の収納

## 3 解除年月日

平成20年10月20日

## 広島市告示(安佐北区)第4号

平成21年1月8日

道路の供用を次のよう開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図書は、平成21年1月8日から同年1月22日まで安佐北区農林建設部管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

| 道路の種類 | 路線名            | 供用開始区間                                        | 供用開始の期日       |
|-------|----------------|-----------------------------------------------|---------------|
| 市道    | 安佐北3区<br>高陽可部線 | 安佐北区可部南二丁目228番地1地先から<br>安佐北区可部南五丁目1751番地5地先まで | 平成21年<br>1月8日 |

## 広島市告示(安佐北区)第5号

平成21年1月16日

道路の区域を次のよう変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図書は、平成21年1月16日から同年1月30日まで安佐北区農林建設部管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

| 道路の種類 | 路線名  | 変更区間                      | 旧別新 | 敷地の幅員<br>(m)        | 敷地の延長<br>(m) |
|-------|------|---------------------------|-----|---------------------|--------------|
| 県道    | 下佐東線 | 安佐北区安佐町大字久地字追崎5245番地3地先から | 旧   | 3.89<br>〳<br>3.90   | 21.97        |
|       |      | 安佐北区安佐町大字久地字追崎5245番地5地先まで | 新   | 10.02<br>〳<br>10.07 | 21.97        |

広島市告示(安佐北区)第6号

平成21年1月16日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図書は、平成21年1月16日から同年1月30日まで安佐北区農林建設部管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

| 道路の種類 | 路線名  | 供用開始区間                                                 | 供用開始の期日    |
|-------|------|--------------------------------------------------------|------------|
| 県道    | 下佐東線 | 安佐北区安佐町大字久地字追崎5245番地3地先から<br>安佐北区安佐町大字久地字追崎5245番地5地先まで | 平成21年1月16日 |

広島市告示(安佐北区)第7号

平成21年1月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

広島市告示(安芸区)第1号

平成21年1月5日

次の法外公共物を廃止します。

その関係図面は、平成21年1月5日から同年1月19日まで、広島市安芸区役所農林建設部管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

| 区分 | 路線名等       | 所在(起点及び終点)                 |
|----|------------|----------------------------|
| 里道 | 安芸4区268号里道 | 矢野東六丁目1786番1から<br>1786番7まで |

|    |                 |                            |
|----|-----------------|----------------------------|
| 水路 | K3-G-77-2-37号水路 | 矢野東六丁目1786番1から<br>1786番7まで |
|----|-----------------|----------------------------|

広島市告示(安芸区)第2号

平成21年1月6日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成21年1月6日から平成21年1月20日まで安芸区農林建設部管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

| 道路の種類 | 路線名      | 変更区間               | 旧別新 | 敷地の幅員<br>(メートル)   | 敷地の延長<br>(メートル) |
|-------|----------|--------------------|-----|-------------------|-----------------|
| 市道    | 安芸3区38号線 | 安芸区船越二丁目775番地2地先から | 旧   | 2.40<br>〳<br>2.60 | 13.89           |
|       |          | 安芸区船越二丁目761番地8地先まで | 新   | 2.60<br>〳<br>4.30 | 13.89           |

広島市告示(安芸区)第3号

平成21年1月6日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成21年1月6日から平成21年1月20日まで安芸区農林建設部管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

| 道路の種類 | 路線名      | 供用開始区間                                   | 供用開始の期日   |
|-------|----------|------------------------------------------|-----------|
| 市道    | 安芸3区38号線 | 安芸区船越二丁目775番地2地先から<br>安芸区船越二丁目761番地8地先まで | 平成21年1月6日 |

広島市告示(安芸区)第4号

平成21年1月15日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市安芸区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

- 1 指定番号 第6号
- 2 指定年月日 平成21年1月15日
- 3 道路の位置 広島市安芸区中野二丁目748-7,